

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 11 月 4 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ムラセセツビ 株式会社 村瀬設備  
 住所 京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ムラセ ハルオ 代表取締役 村瀬 治男  
 電話番号 0774-94-5115  
 FAX番号 0774-94-4272  
 メールアドレス murase945115@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	22	広陵町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	23	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	17	磯城郡 水道企業団企業長	<input type="checkbox"/>	24	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	18	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	19	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	20	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			
7	五條市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	21	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 11 月 4 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 村瀬設備  
住 所 京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73  
代表者氏名 代表取締役 村瀬 治男

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ムラセセツビ 株式会社 村瀬設備		
住 所	京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ムラセ ハルオ 代表取締役 村瀬 治男		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の所在地	京都府相楽郡精華町大字 菱田小字十ノ坪42番地10	京都府相楽郡精華町大字 下狛小字西川原73	令和4年 月 日
事業所の所在地	京都府相楽郡精華町大字 菱田小字十ノ坪42番地10	京都府相楽郡精華町大字 下狛小字西川原73	令和4年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73番地  
株式会社村瀬設備

会社法人等番号	1300-01-063605	
商号	株式会社村瀬設備	
本店	京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地10	
	京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73番地	令和4年10月11日移転 令和4年10月11日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成30年12月25日	
目的	1. 土木・建築工事の請負 2. 管工事・水道施設工事の請負 3. 舗装工事の請負 4. 浚渫工事の請負 5. 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 120株	
資本金の額	金600万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	村瀬 治 男
	取締役	村瀬 克 行
	取締役	村瀬 宏 典
		京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地9 代表取締役 村瀬 治 男

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73番地  
株式会社村瀬設備

	監査役 村瀬 壽子
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成30年12月25日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 4年10月28日

京都地方法務局木津出張所

登記官

中 島 昌 文



\*\*\*\*\*

株式会社 村瀬設備

定 款

\*\*\*\*\*

平成 30年 12月 18日 作成

平成 30年 月 日 公証人認証

平成 30年 月 日 会社設立

会社保存原本



# 株式会社 村瀬設備 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 村瀬設備 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築工事の請負
2. 管工事・水道施設工事の請負
3. 舗装工事の請負
4. 浚渫工事の請負
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、600株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。



(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合は、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日をさだめることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただしこの場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第17条 当社に取締役会を設置する。

### (監査役の設置)

第18条 当社に監査役を置く。

### (取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は3名以上4名以内、監査役は2名以内とする。

### (取締役及び監査役の選任)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後10年以内、監査役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として専任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

### (取締役会の招集)

第22条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

3 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

### (業務執行)

第24条 代表取締役社長は、当社の業務を執行し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長の業務の執行を補佐する。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の業務を代行する。

### (監査の範囲)

第25条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

### (報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定め





る。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は年1期とし、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(中間配当)

第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 当社が、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金10万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成31年4月30日までとする。

(発起人)

第33条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地9	村瀬治男
60株	

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地9	村瀬克行
20株	

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地9	村瀬宏典
20株	

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地9	村瀬壽子
20株	



(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 村瀬設備の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成30年 12月 18日

発起人 村瀬 治男



1/2

同上 村瀬 克行



同上 村瀬 宏典



同上 村瀬 壽子



本定款は、現行定款に相違ありません。

令和 4 年 10 月 11 日

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73

株式会社 村瀬設備

代表取締役 村瀬 治男





① 平成30年 登簿第87号

② 定款 認証 証書

③ 嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支  
④ 配者となるべき者が 村瀬 治男 である旨及び同人  
⑤ が暴力団員等でない旨を申告した。

⑥ 本定款の発起人 村瀬 治男 外3名の 代理人  
⑦ 南部 静子 は、本公証人の面前で、全発起人が各自  
⑧ の記名押印を自認する旨を陳述した。

⑨ よって、これを認証する。

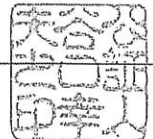
⑩ 平成30年12月20日、本公証人役場において。

⑪ 京都府宇治市宇治壺番132番地の4

⑫ 京都地方法務局所属

⑬ 公証人

谷口幸夫



⑭

⑮

⑯

⑰

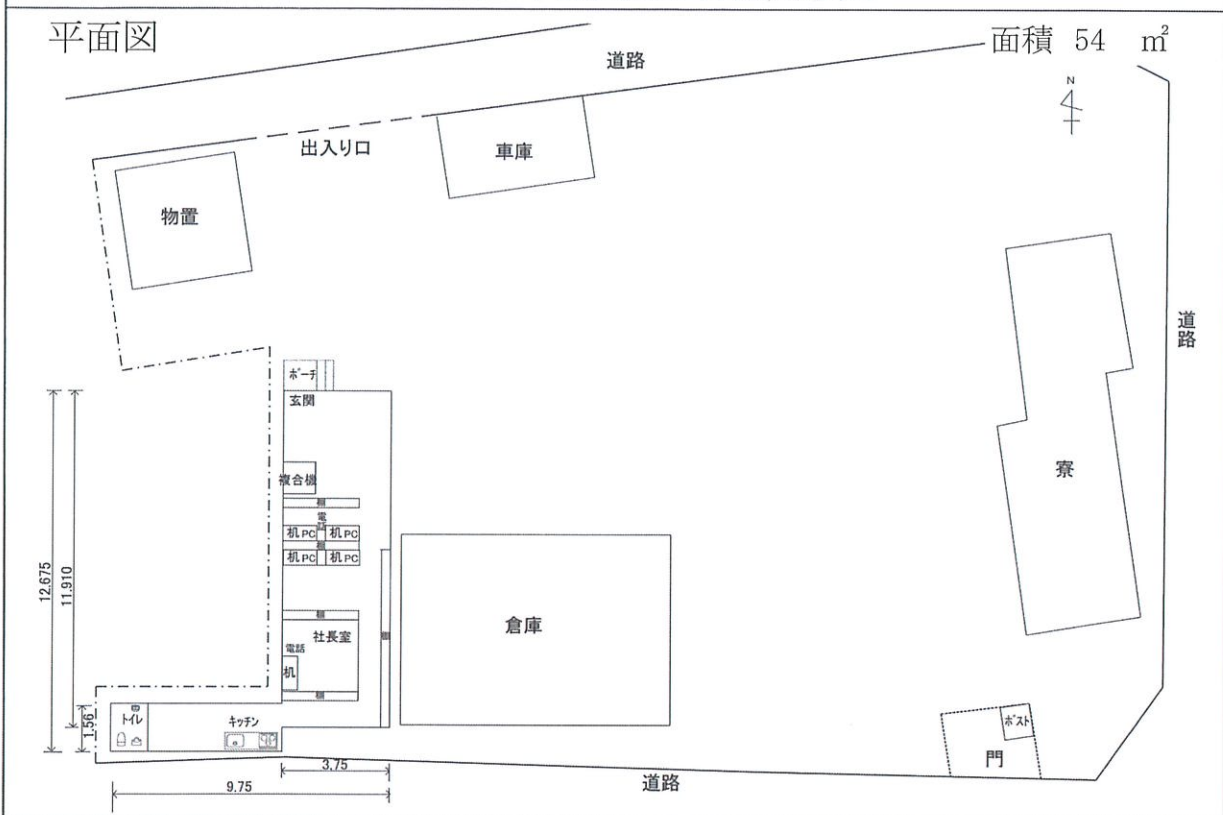
⑱

⑲

⑳

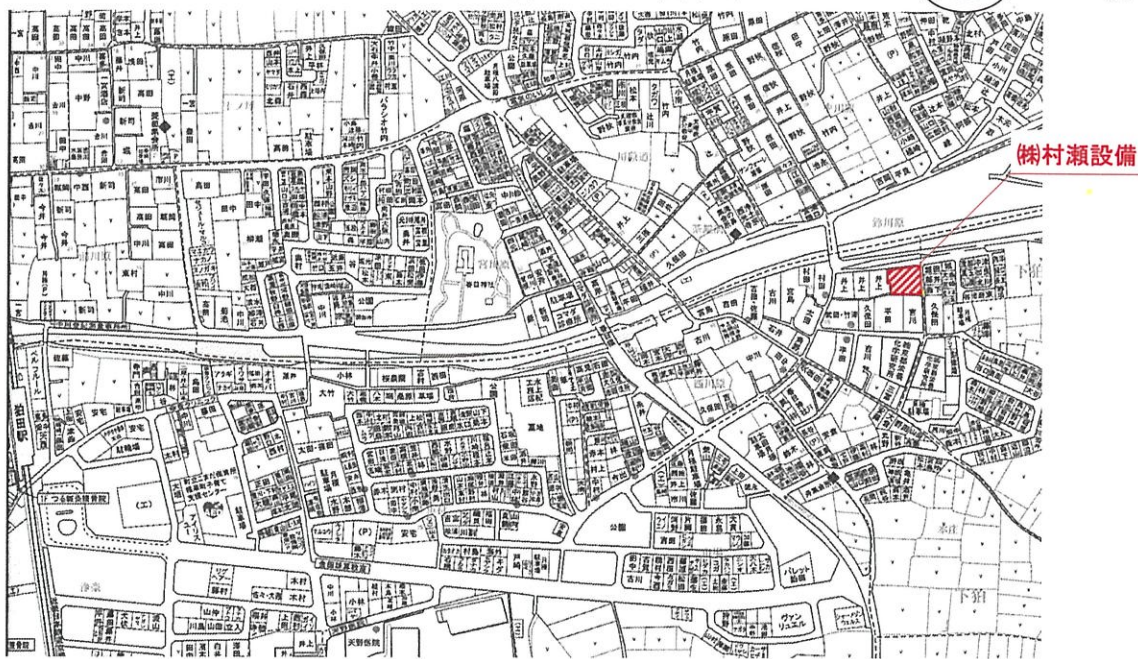
公証人役場

# 営業所の平面図及び付近見取図



## 付近見取図

近鉄京都線 狛田駅下車 バス・徒歩 12分



- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状況がわかるもの数枚  
 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。



看 板

---

---

---

---

---

---



出 入 り 口

---

---

---

---

---

---



全 景

---

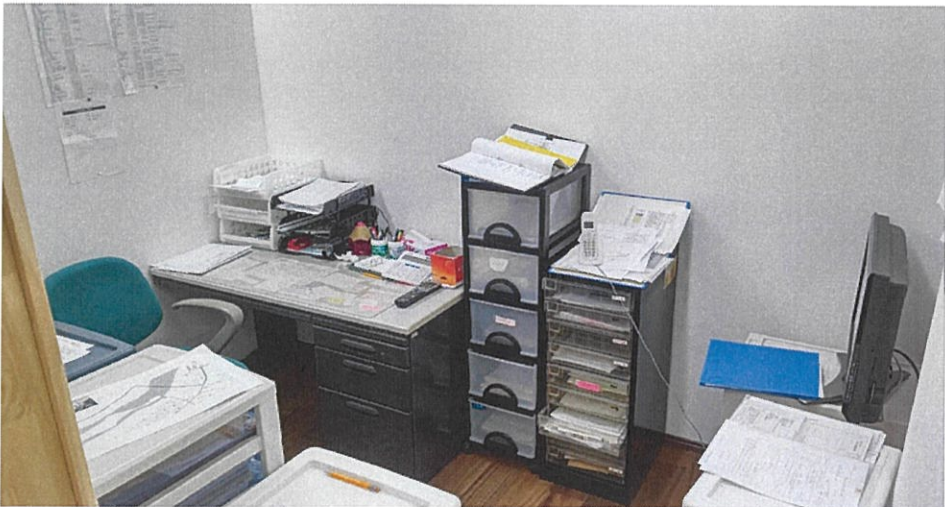
---

---

---

---

---



社 長 室

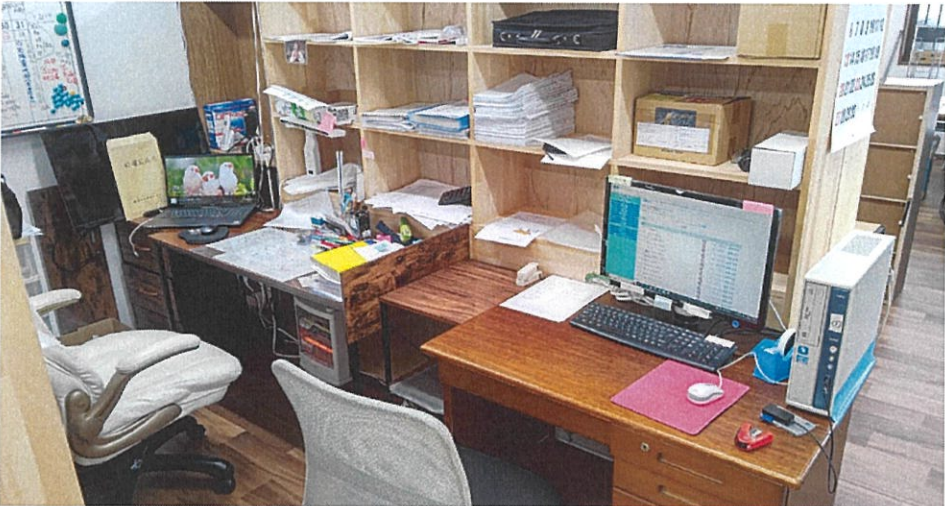
---

---

---

---

---



事 務 机

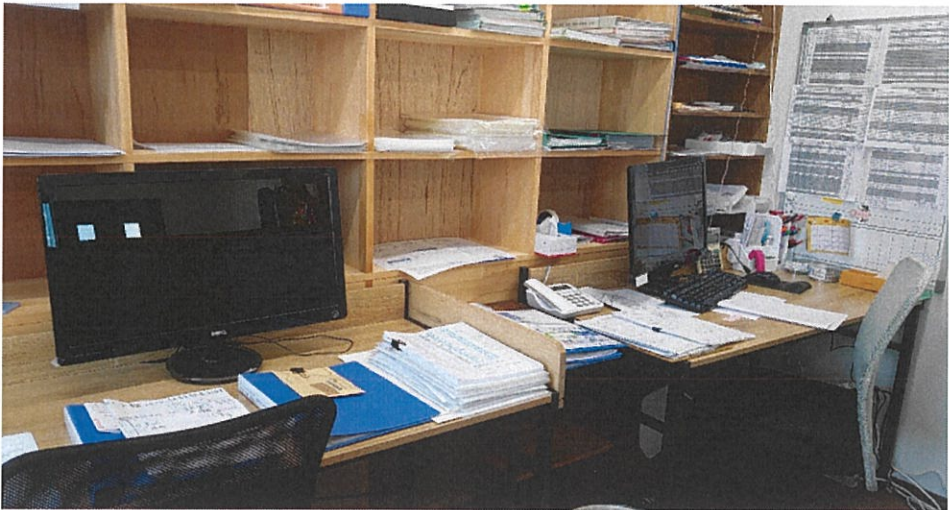
---

---

---

---

---



事 務 机  
電 話

---

---

---

---

---



複 合 機



キッチン・トイレ



ポ ス ト